

平成25年6月25日  
中国四国管区行政評価局  
島根行政評価事務所

# 国の庁舎の利用者の安全及び利便の確保に関する行政評価・監視

## 【行政評価・監視結果に基づく改善通知に対する改善措置状況】

中国四国管区行政評価局(局長:佐藤克彦)は、島根行政評価事務所(所長:谷口博教)と合同で、国の庁舎の利用者の安全及び利便の向上を図る観点から、平成24年12月～25年3月にかけて、広島県及び島根県内に所在する国の庁舎(抽出)のバリアフリー対策、受動喫煙防止対策の実施状況を調査し、25年3月29日、庁舎を管理する国の行政機関に対して改善意見を通知しました(4月16日、公表済み)。

これに対して、平成25年5月16日までに国の行政機関から、改善状況についての回答がありました。

### <本件照会先>

総務省 中国四国管区行政評価局

(担当) 第一部第1係監視官室

(電話) 082-228-6209 (FAX) 082-228-4471

# 通知事項1 庁舎のバリアフリー対策の推進

## 制度の概要

庁舎を管理する機関は、建築物特定施設<sup>(注1)</sup>の修繕・模様替えを行う場合等には、建築物移動等円滑化<sup>(注2)</sup>基準(以下「円滑化基準」という。)に適合させるための必要な措置を講じる努力義務あり。

(注) 1 「建築物特定施設」とは、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内通路、駐車場など、バリアフリー法施行令第6条に定められた施設をいう。  
2 「移動等円滑化」とは、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

## 主な調査結果

広島県内及び島根県内の国の庁舎を管理する19機関(別添※1参照)において、

- 視覚障害者移動等円滑化経路が確保されていないもの(25事例)
- 庁舎内等の便所のうち、最低一つは、車いす使用者用トイレやオストメイト対応設備<sup>(注)</sup>を備えたものにする必要があるがこれを設置していないものや、車いす使用者用トイレやオストメイト対応設備を備えたトイレにはその旨を表示する必要があるがその表示がないもの等(54事例) など計180事例が存在

(注) 「オストメイト対応設備」とは、人工肛門・人工膀胱造設者対応の設備のことをいう。

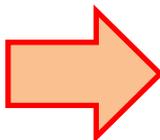
## 通知事項

庁舎の移動等円滑化を推進する観点から、下部機関を含め、庁舎の円滑化基準適合状況について点検を実施するとともに、円滑化基準に適合しない建築物特定施設については、今後の修繕等の際に所要の措置を講じるよう関係機関に通知

## 改善措置の内容

- 円滑化基準に適合していない事例(計180事例)のあった19機関の全てが、次のとおり所要の措置を講じる旨を回答
  - ・ 既に改善措置が講じられたもの(9事例)
  - ・ 本年度内早期に改善措置を予定しているもの(17事例)
  - ・ 今後、予算措置を含めた対応を検討しているもの(154事例)
- このほか、調査対象機関の下部機関が管理する205庁舎(調査対象外の庁舎)については、上部機関である広島地方検察庁等13機関(別添※2参照)が、円滑化基準適合状況について自主点検を予定

## 主な改善措置済事例



改善前



改善後



改善前



改善後



## 通知事項2 受動喫煙防止対策の推進

### 制度の概要

国の行政機関が入居する官庁施設は、健康増進法や厚生労働省通知「受動喫煙防止対策について」等により、受動喫煙防止のため必要な措置を講ずることが求められている。



### 主な調査結果

広島県内及び島根県内の国の庁舎を管理する19機関のうち8機関において、

- 喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることを防止するための禁煙区域と喫煙可能区域との明確な表示が行われていないもの(3事例)
- 庁舎内を全面禁煙とし庁舎玄関の外に灰皿を置いて喫煙コーナーとしているものの、庁舎内等へのたばこの煙の流出防止措置等が講じられていないもの(11事例) 計14事例が存在



### 通知事項

受動喫煙を防止する観点から、下部機関を含め、受動喫煙の防止対策状況について点検を実施するとともに、非喫煙場所へのたばこの煙の流出防止の措置及び喫煙可能区域の表示の徹底を図るよう関係機関に通知

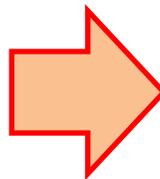
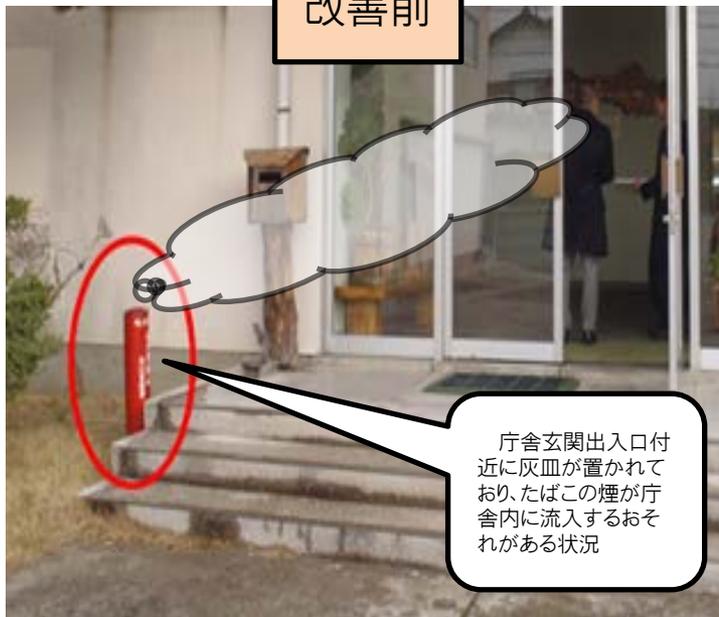
## 改善措置の内容

- 受動喫煙防止対策が十分でない事例(計14事例)のあった8機関の全てが、次のとおり本年度中に受動喫煙防止対策について所要の措置を講じる旨を回答
  - 既に改善措置が講じられたもの(8事例)
  - 本年度内早期に改善措置を予定しているもの(6事例)
- このほか、受動喫煙防止対策が十分でない事例のあった調査対象機関の下部機関が管理する168庁舎(調査対象外の庁舎)については、その上部機関8機関が受動喫煙防止対策について自主点検を予定

## 主な改善措置済事例



改善前



改善後



## (別添)

### ※1 調査対象機関(広島県内及び島根県内の国の庁舎を管理する19機関)

中国総合通信局、広島高等検察庁、広島地方検察庁、松江地方検察庁、広島法務局、松江地方法務局、中国財務局、神戸税関福山税関支署、広島国税局、広島労働局、島根労働局、中国四国農政局、近畿中国森林管理局広島森林管理署、同島根森林管理署、中国地方整備局、中国運輸局、大阪管区气象台松江地方气象台、第六管区海上保安本部、第八管区海上保安本部浜田海上保安部

### ※2 調査対象19機関のうち自ら庁舎管理を行う下部機関を有するもの13機関

広島地方検察庁、松江地方検察庁、広島法務局、中国財務局、広島国税局、広島労働局、島根労働局、中国四国農政局、近畿中国森林管理局広島森林管理署、同島根森林管理署、中国地方整備局、中国運輸局、第六管区海上保安本部